

第7期第36回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年6月17日(月) 午前11時00分から午前11時18分

2.開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3.出席委員 ○(24名)

4.欠席委員 △(3名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	△
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤勝	○	15番	林利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	△	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤浩	○	27番	中島勝美	△

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第7 議案第3号 農地移動適正化あっせんに関する件

第8 議案第4号 現況証明願いの発給に関する件

6.農業委員会事務局職員

本 庁-事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香、主任 佐々木 理人

穂別支局-支局長 宮村 敦嗣

7.会議の概要

事務局長 総会の開催にあたり、佐々木会長職務代理者から挨拶と引き続き進行をお願いします。

【会長挨拶】

議	長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。欠席は、7番・山谷委員、19番・佐田委員、27番・中島委員です。定足数に達しておりますのでただ今から第7期第36回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、20番・森山委員、21番・伊藤委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議	長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告2件、議案4件の合わせて6件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
主	任	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書1ページをお開き願います。 2～3ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で8件・11筆・面積は合計で117,931㎡となっています。 1番、2番については借主の意向、3番から8番については、農地の集約化をはかるため解約するものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 6月につきましては、議案に記載のとおり、6月6日に川東地区委員会、6月5日に穂別地区委員会を開催しております。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定11件について審議した結果、適当と判断しております。 穂別地区委員会では、あっせんの申出1件について、申出内容、譲り受け候補者等、いずれも適当と判定したところです。 なお、あっせんの申出内容については5ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、質疑はありませんか。
		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	任	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書6ページをお開き願います。 1番につきましては、法人の解散により、法人名義の農地の処分が必要となり、 へ所有権を移転するものです。 以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 議案書8ページから9ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
		(異議なし)
13	番	1番について現地を確認してきましたので、報告します。 が、に売買する案件ですが、取得後は、イチゴの育苗、緑肥を作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
		(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第6 議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項

議長 議 長の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、[]が設定人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主任 議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書10ページから、利用権設定11件です。
1番につきましては、被設定人の要望により、賃貸借するものです。
2番につきましては、先程の報告で合意解約となっておりますが借り手側の要望により新たに利用権を設定するものです。
3番から11番につきましては、被設定人の要望により、賃貸借するものです。
この計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
図面につきましては、13ページから23ページに添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

（異議なし）

議長 議 長 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第7 議案第3号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件は[]が譲受適格者となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。

議	長	事務局の説明を求めます。
主	任	議案第3号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書24ページをお開き願います。 1件の実施について、26ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。 以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。 続いて、日程第8 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第4号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書27ページをお開き願います。 1番につきましては、申請地一体に太陽光発電施設、いわゆるソーラーの建設予定の候補地で公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。 この申請地は、公簿地目が牧場となっており、願出を受けたものです。 現地確認結果として、議案に記載のとおり、現況判定は畑としており、農地法上の農地に相当するため、農地と確認をしております。 29ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
24	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、現在は耕作されておられません。耕作しようと思えば耕作出来るような状態で、農地法上の農地に相当するため、畑と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第４号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第４号は、原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。